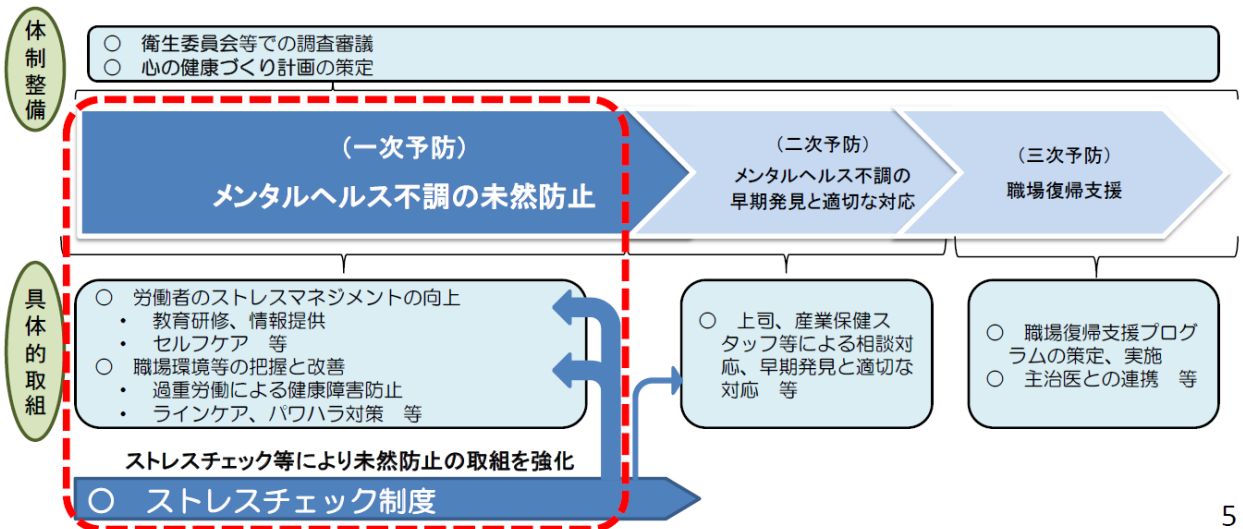


メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック

- 職場における**メンタルヘルス対策**は、3本の柱から成る
 - (一次予防) メンタルヘルス不調の未然防止
 - (二次予防) メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応
 - (三次予防) 職場復帰支援

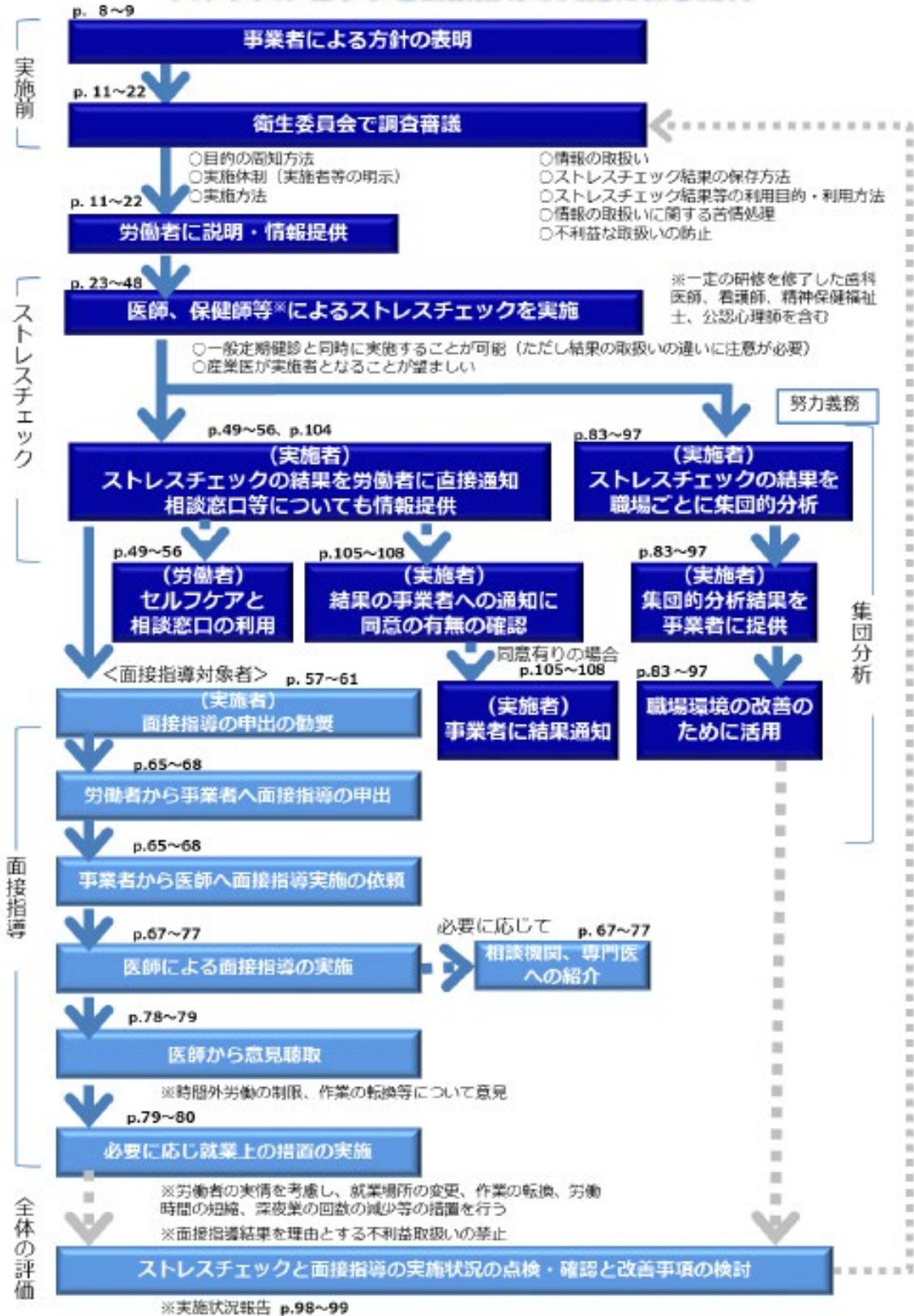
- **ストレスチェック制度**は、ストレスの状態を把握することでメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としており、**一次予防のための仕組み**と位置づけられる



出所：厚生労働省資料「平成29年度地域・職域連携推進関係者会議資料 職場におけるメンタルヘルス対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188343.html>

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



出所：厚生労働省「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（令和3年2月改訂）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000843223.pdf>

※図表中に示されているページは、このマニュアルの該当ページである。